

ご利用にあたって(令和5年度版)

社会福祉法人あしかび
認定こども園たかさきこども園

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素から認定こども園たかさきこども園(以下「園」という)の運営に関しまして、なにかとご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。
さて、園を利用するにあたりまして、ご案内やお守りいただく事項について、以下のとおりご案内いたします。

1. 教育・保育を提供する日について

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日(休園日)が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12/29～1/3)、春・夏・冬期の長期休業日、停電を伴う点検日、行事の振替休日(※注)
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始(12/29～1/3)、お盆(8/13～15)、年度末(3/31)、停電を伴う点検日、行事の振替休日
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

(※注)土曜日でも、保育が必要な場合は時間外保育を利用することもできますのでご相談ください。
なお土曜日の延長保育(18:30～19:00)は実施しておりません。

2. 教育・保育を提供する時間について

お住まいの市町村から受けた支給区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	9時～13時(※注1)
2号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分～ 18時30分(※注2)
2号認定子ども	保育短時間 (最大8時間)	9時～17時(※注3)

(※注1)9時より前もしくは13時を超えて保育を必要とされる場合は、時間外保育を利用することもできますのでご相談ください(別途利用者負担が必要となります)。

(※注2)7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分～19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用にあたっては、保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(※注3)9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時まで又は17時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用にあたっては、保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(1) 保育必要時間の設定や土曜日保育の利用について

①すべて前月20日までに申請書の提出が必要です。

②保育標準時間認定2、3号認定子どもの保育必要時間は勤務時間+通勤時間となります。
9:00以前、17:00以降のご利用を希望される場合は、保育必要時間申請書及び延長保育利用申請書を前月20日までに提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。許可された時間を超えた場合は1回につき100円の時間外保育料が発生します。また18:31を超えた場合は1分につき16円が別途発生します。

③土曜日保育利用につきましても、保育標準時間認定2、3号認定子どもの保育必要時間は勤務時間+通勤時間となります。保育

必要時間申請書を前月20日までに提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。許可された時間を超えた場合の取扱は①と同じです。

(2) 時間外保育や延長保育の利用について

④すべて前月20日までにそれぞれ申請書の提出が必要です。

①教育標準時間認定子どもにかかる時間外保育料金について
・7:30～9:00までの場合 月額 3,000円 1回300円
17:01～18:30までの場合 月額 3,000円 1回300円

ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。*許可された保育必要時間を超えた場合 1回100円

18:31を超えた場合 1分につき16円+100円

②保育標準時間認定子どもにかかる延長保育料金(月～金)

・18:31～19:00までの場合 月額 2,000円

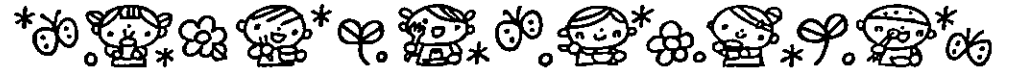
ご利用を希望される場合は前月20日までに延長保育事業利用申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。*19:01を超えた場合 1分につき16円+100円

③保育短時間認定子どもにかかる時間外保育料

・7:30～9:00までの場合 月額 3,000円 1回300円
17:01～18:30までの場合 月額 3,000円 1回300円

ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。*18:31を超えた場合 1分につき16円+100円

④保育必要時間申請書を園に前月20日までに提出し、事実確認後翌月1日より許可となります。なお、虚偽記載や諸費用の滞納、不正利用が見られた場合には、証明された事業所等に事実確認し、許可を取り消す処置をとりますので、充分にご留意いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



3. 登降園時の送迎などについて

①登降園時の送迎は原則保護者がなされ、直接担当保育教諭にお渡しください。保護者が出来ない場合は、園児緊急連絡票の送迎者欄に送迎者の氏名を記入してください。ただし、その送迎者は保護者に代わり法的に責任能力を有する成人に限ります。また、緊急時にそなえ、園児緊急連絡票は最新の事実に基づいた情報を記載し、提出してください。担任までの連絡や園児緊急連絡票の提出がない場合のトラブルにつきましては、園は一切の責任を負いませんので、速やかなご対応をよろしくお願いいたします。

②お預かり前やお帰りの後、階段や廊下、保育室など、子どもだけにしないでください。万一事故やケガ等が発生しても、園は一切の責任を負いません。また園の設備や器物の破損が見られた場合はその損害を賠償していただきます。

③受け渡し時にお子さんの様子や連絡事項を担当保育教諭にお話ください。発熱(37.5℃以上)や、体調不良や感染症を疑われる場合はお預かりできませんので、ご承知おきください。長い爪は危険です。伸びている爪は必ず切っておいてください。

④とびひの場合は医療機関にて感染予防の処置を行った上で登園許可となります。

⑤園児緊急連絡票に記載がされていない方が送迎される場合は、予め担任までお知らせください。(小学生など責任能力のない方の送迎は固くお断りします。)

⑥入口門扉の開閉は必ず保護者自身で行ってください。

⑦園前の道路は通学路に指定されています。横断歩道上や鳥居前などは駐車しないようにしてください。交通事故のないよう、お車の運転マナーに充分お気を付けてください。道路をはさんだ西側に駐車場があります。5番、6番、9番をご利用ください。なお、運転中並びに駐車時の事故やトラブル等におきましては、園は一切の責任を負いません。

4. 欠席取扱いについて

・欠席の場合は必ず園にご連絡ください。園ホームページからも連絡できます。

<https://www.ashikabi.ed.jp/>

・帰省等により長期欠席される場合は前もってご連絡ください。この場合でも保育料等は必要となります。

①学校保健安全法で規定している感染症について

⑤アレルギー性鼻炎

・アレルギー性鼻炎の乳幼児は、原因花粉の飛散時期の屋外活動により症状が悪化する事があるため、配慮が必要となります。

Ⅲ 食物アレルギー児受け入れ対応の手順について

【入園前確認】

1. ①「アレルギー対応について」の食物アレルギーの項目において対応を要する児童については、給食を開始するために②「生活管理指導票」の提出が必要となります。

↓

【病院受診】

2. ②「生活管理指導票」を主治医が記入し、園に提出します。

3. ②「生活管理指導票」に基づき、保護者が③「アレルギーに関する調査票」を記入し、園に提出します。

↓

【個人面談】

4. 必要に応じて④「食物アレルギー緊急時薬 連絡票」と⑤「食物アレルギー緊急時個別対応シート」を保護者が記入し、園に提出します。

5. エピペン®の預かりについては、保護者の依頼から主治医との十分な協議の上、主治医による指導を受けた後、お預かりすることとなります。預かりについては⑥「アナフィラキシー補助治療薬(エピペン®自己注射薬)連絡票」を保護者が記入し、園に提出します。

↓

【献立チェック】

6. 食物アレルギー児対応献立表を保護者と園とで確認します。

↓

【変更・解除】

7. 状況に変更がある場合、②「生活管理指導票」及び③「アレルギーに関する調査票」他を、解除の場合、⑦「除去解除申請書」を保護者が記入し、園に提出します。

Ⅳ ハラール食の対応状況

①使用する食器・調理器具は基本的に他の園児と共有のものを、充分に洗浄して使用します。

②加工食品の注意喚起表示(コンタミネーション)の除去対応は承れません。

③調味料、揚げ油の共有、たし等について対応が必要になる等、詳細は「食物アレルギー以外の特別対応食申込書」の提出が必要です。

④給食提供が困難な場合は、ご家庭からのお弁当の用意が必要となります。

6. 離乳食について

離乳期のこどもの摂食機能は、乳汁を吸うことから食べ物を噛みつぶして飲み込むことへ発達します。摂食機能が未熟なこの時期は、特に、食品を誤嚥することによる窒息のリスクが高く、食事援助の際に、こども一人一人の発育・発達に合わせた配慮が必要です。

子どもが発育・発達の状態やご家庭での喫食状況を保護者と園とで確認し、こども一人一人の発育・発達に応じた離乳食を提供いたします。

以下、離乳食の進め方についてご案内いたします。

1. クラス担任が①「離乳食についての調査票」に従い、保護者から発育や発達状況、授乳・食事について聴き取り・記録し、保護者がその内容を確認します。

2. 1. の聴き取りにより、保護者と園(園長・主幹・クラス担任・栄養士にて協議)とで、園で提供予定の「離乳食のどの段階か」(例:離乳食後期)を選定します。

3. クラス担任は献立表を配布します。保護者は献立表から、「初めて食べる」食材がないか確認し、またご家庭での喫食の結果アレルギー反応が出ないことを確認します。

4. 保護者とクラス担任にて3. による未食食材やアレルギー反応がでていないこと相互確認し、①「離乳食についての調査票」へ保護者が記名、園長が決済し、離乳食の開始となります。

インフルエンザ、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、RSウイルス感染症、ヘルパンギーナ、手足口病などの場合、出席停止の措置をとります。再登園には「登園に関する意見書」が必要となりますので、かならず医療機関の診察医に記入の依頼をしてください。

その他に分類される「とびひ」につきまして、医療機関にて感染予防の処置を行った上で登園許可となります。

②インフルエンザについて

感染力が強く、容易に集団感染をおこします。症状が見られたら、早めに受診してください。発症した後5日を経過し、かつ熱が下がって3日を経過したからの再登園となります。必ず「登園に関する意見書」が必要です。

③感染性胃腸炎について

感染力が強く、容易に集団感染をおこします。症状が見られたら、早めに受診してください。園内で嘔吐、下痢症状が見られたら、ご家族の方に直ちに連絡をします。出来る限り早めのお迎え、受診へのご協力をお願いします。感染予防のため、吐物や下痢便で汚れた衣類等は、そのまま返却いたします。嘔吐・下痢症状が治まり、普段の食事が出来ることが再登園の目安となります。再登園には必ず「登園に関する意見書」が必要です。

④新型コロナウイルスについて

監督官庁からの最新の指導致った対応をお願いします。

5. アレルギー等について

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が2019年に改定されました。当園は認定こども園ですが、このガイドラインに沿ってアレルギーへの対応をいたします。ガイドラインでは、『保育所は、アレルギー疾患を有する子どもに対して、その子どもの最善の利益を考慮し、教育的及び福祉的な配慮を十分に行うよう努める責務があり、その保育に当たっては、医師の診断及び指示に基づいて行う必要がある。』と述べられています。

以下、今後の「アレルギー対応について」ご案内いたします。

Ⅰ「生活管理指導票」について

・ガイドラインでは、『保育所において、保護者や囃託医との共通理解の下で、アレルギー疾患を有する子ども一人一人の状況等を正しく理解し、子どものアレルギー対応を適切に進めるためには、保護者の依頼を受けて、医師(子どものかかりつけ医)が記入する②「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導票」(以下「生活管理指導票」という。)]に基づき適切に対応することが重要です。』と述べられています。

・保護者は1年に1回②「生活管理指導票」とそれに基づいた③「アレルギー調査票」を園に提出する必要があります。指示内容に変更が生じた場合は、その都度担任まで連絡し、②「生活管理指導票」等の書類の再提出が必要となります。

・医療機関において発生した費用は、保護者負担となります。

Ⅱ 主な疾患と園における対応について

・クラス担任が①「アレルギー対応について」に従い、保護者から各アレルギーの対応について聴き取り・記録し、保護者がその内容を確認後、記名・捺印となります。すべて保護者との連携が必要な事柄となります。

①食物アレルギー・アナフィラキシー

・食物アレルギーを有する子どもへの対応については安全への配慮を重視し、「完全除去」が「解除」の両極で対応を進め、家庭での除去よりも一層安全性を優先した完全除去対応を基本といたします。

・認定こども園たかさきこども園およびたかさき保育園(以下「園」という。)]で「初めて食べる」食物は提供できません。

・アナフィラキシーを有する児童については、園で用意した給食およびおやつは提供できません。家庭からお弁当およびおやつの特参となります。

②気管支ぜん息

・気管支ぜん息の治療状況を把握し、運動等の園生活について、事前に相談する必要があります。

③アトピー性皮膚炎

・アトピー性皮膚炎の悪化因子は個々に異なるが、室内の環境整備だけでなく、場合によっては外遊び、プール時に対応が必要となることがあり、配慮が必要となります。

④アレルギー性結膜炎

・プールの水質管理のための消毒に用いる消毒は、角結膜炎がある場合には悪化要因となるため、症状の程度に応じて配慮が必要となります。